

浄化槽が設置された建物の取引における トラブルを防止するために

建物の排水設備が浄化槽である場合、契約者に、浄化槽法に基づく検査等の維持管理義務が発生します。

契約者からこんな苦情を受けたこと、ありませんか？

○汚水処理について、「公共下水」と説明を受けたが、「浄化槽」だった。

○設置された浄化槽が、「合併処理」だと思ったら「単独処理」だった。

○浄化槽の維持管理について、事前説明を受けなかった。(又は説明が不十分だった。)

結果として、

- ①契約後に浄化槽の維持管理費用が予想以上であることを知り、納得できない。
- ②必要な維持管理（点検・検査等）を怠り、行政から指導を受けてしまった。
- ③浄化槽の維持管理不良で、浄化槽に故障、異臭が発生した。
- ④浄化槽に関する手続き（使用開始時、管理者変更時、法定検査申込み等）を知らず、法律に違反してしまった。

上記のように、建物取引における「説明不足」、「契約者の誤解」等がきっかけで、トラブルに発展するおそれがあります。

トラブル回避のためにも、浄化槽の維持管理について説明していただきますようお願いいたします。

皆様が、浄化槽が設置された建物の取引について、契約者へ説明するにあたり、浄化槽に関する必要な事項をまとめた『チェックリスト』を作成しました！

是非、御活用いただき、契約者への浄化槽維持管理義務の周知に御協力ください。



担当 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課（大気水質班）
電話 054-221-2253 Mail: seikan@pref.shizuoka.lg.jp